



交通安全トウの巻

～安全をつなげて広げて事故ゼロへ～

発行 県民生活局 暮らし交通安全課
(電話 054 - 221 - 2104)

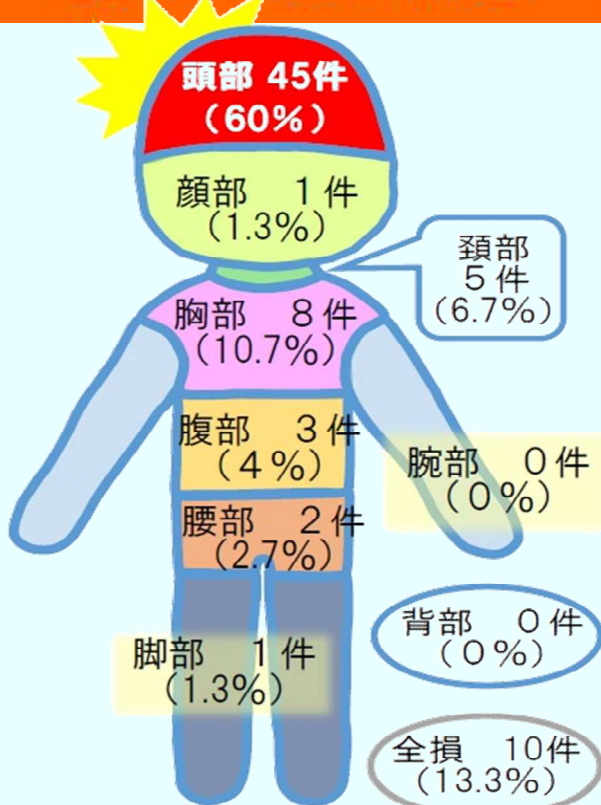
道路交通法改正により 令和5年4月1日から

自転車利用時の ヘルメット着用が 「努力義務化」に!



令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車事故死者の人身損傷部位
(過去5年・平成29年～令和3年)



※ 全損 (致命傷が複数)

※ 窒息・溺死等6件を除く 【出典:警察本部】

自転車事故で亡くなられた方の致命傷となった部位は、頭部が6割を占めています。ヘルメットは、転倒した場合などに頭部への衝撃を軽減する効果がありますよ。



大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう!